

旅館業法施行条例の一部を改正する条例について

薬事衛生課

1. 条例改正の背景

昭和 23 年に制定された旅館業法は、時代に応じた変更が不十分なまま今日に至っていることから、平成 28 年 12 月、規制改革推進会議が「旅館業規制の見直しに関する意見」において、「過剰な規制は事業者の創意工夫を阻むものであり、宿泊ニーズの多様化に十分対応できていないため、構造設備基準の規制全般について最適かつ最小の規制にすべき」と提言した。

平成 29 年 12 月に旅館業法の一部を改正する法律が公布され、「ホテル営業」及び「旅館営業」の営業種別が「旅館・ホテル営業」に統合する規制緩和が図られた。

この改正に伴い、営業の許可に係る基準等を定める旅館業法施行令及び「旅館業における衛生等管理要領」が改正され、旅館業に係る構造設備の基準及び衛生措置の基準が緩和又は削除されることとなった。

これらの改正の趣旨を踏まえ、旅館業の規制を必要最小限のものとするため、旅館業法施行条例を改正することとする。

なお、保健所を設置する市である松江市については、松江市の旅館業法施行条例が適用されるため、県と同様に 6 月議会で条例改正を行う予定。

2. 改正の概要

(1) 構造設備の基準

「旅館・ホテル営業」、「簡易宿所営業」及び「下宿営業」の施設の構造設備の基準を次のとおりとする。

ア 客室は、収容定員に応じて十分な広さを有すること。

イ 客室又は便利な位置に、適当な数の便所及び洗面所を設けること。

ウ 便所には、手洗設備を設けること。

エ 洗面所には、適当な数の水栓を設けること。

オ 浴室は、外部から見通すことのできない構造とすること。

カ 共同浴室は、貯湯槽を設置する場合にあっては、土ぼこり及び汚水が入らず清掃しやすい構造であること等とすること。

〔見直しを行う項目の例〕

・客室の幅員規定（2 m 以上）、簡易宿所の玄関帳場設置規定 → 削除

・「共用の便所は、定員 10 名につきおおむね大便器 1 個及び小便器 2 個を設けること」
→ 「適当な数の便所を設けること」

(2) 衛生措置の基準

旅館業施設に係る衛生措置の基準は、定期的に清掃することとし、客室、寝具類、洗面所及び便所に係る衛生措置の基準を削る。

〔見直しを行う項目の例〕

・客室の照度規定（おおむね 40 ルックス以上）、くず入れの設置規定 → 削除

・「毎日 1 回以上清掃すること」 → 「定期的に清掃すること」

(3) 営業者の順守事項

客室の室番号等の表示に係る規定の削除

(4) その他規定の整備

3. 施行期日

公布の日から施行する。